

岩手県告示第94号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和3年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 178号	副産石灰肥 料	くみあいて んろ副産石 灰2号	アルカリ分 く溶性苦土	50.0 4.0	肥料の品質の確保 等に関する法律第 3条第1項に規定 する公定規格のと おり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	令和2年8 月6日
岩手県第 248号	加工家きん ふん肥料	ペレット発 酵けいふん	窒素全量 りん酸全量 加里全量	3.0 3.0 3.0	肥料の品質の確保 等に関する法律第 3条第1項に規定 する公定規格のと おり	獅子内 均	岩手県二戸市 下斗米字上野 平130番地	令和2年10 月13日